官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（二）　三
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（四）　五
〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　六
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働五）　六
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境一）　六
〔法規的告示〕
○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める率（こども家庭庁四）　七
○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（農林水産五二）　七
○令和九年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（同五四）　七
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務四）　七
○円借款の供与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七）　八
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　八
○保安林の指定をする件（農林水産五五）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇～一四）　九
○都市計画に関する件（北陸地方整備局二）　一〇
〔人事異動〕
内閣　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五）　一一
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁
公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（農林水産省）

1　政令で指定する生活関連物資等としての米穀の指定の解除等

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等を米穀とする規定を削除するとともに、これに伴い、米穀の転売の禁止及びこれに関する罰則に係る規定を削除する。（第一条、第二条及び第七条関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備する。（附則第二項及び第三項関係）

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

第1　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

1　後期高齢者医療制度における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1)　後期高齢者医療制度の被保険者に対して課する保険料の賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。（第十八条第一項第一号関係）

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。（第十八条第一項第八号関係）